

西九州大学短期大学部研究費不正防止計画推進委員会要項

(平成28年4月6日制定)

(設置)

第1 西九州大学短期大学部に、研究費の不正防止計画を推進するため、西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程第10条に基づき、西九州大学短期大学部研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらに関し、必要と認められる事項について、西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程（平成19年11月1日制定）により改善策等を講ずるものとする。

- (1) 不正発生要因の把握及び分析に関すること。
- (2) 改善策の策定に関すること。
- (3) 不正の適切なチェック体制の構築に関すること。
- (4) 不正防止計画の進捗状況の把握に関すること。
- (5) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること。
- (6) その他不正防止に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学科長
- (2) 学長補佐
- (3) 事務局次長
- (4) 総務課長補佐
- (5) その他、学長が指名した教職員若干人

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、第3第1号の者のうち1名をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6 委員長が必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7 委員会に、不正防止に関する具体的な事項について調査検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には委員会から少なくとも2人が加わらなければならない。

(事務)

第8 委員会の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月6日から施行する。